

生活困窮者自立支援制度について(概要)

生活困窮者自立支援法(施行平成 27 年 4 月 1 日)

○背景

(1)生活保護受給者の増

約 217 万人(H26.2 時点)・・・平成 23 年に過去最高を更新して以降増加続けている

⇔ 最少 約 90 万人(H7)

(2)受給者の割合構成

受給者の過半数(約 51%)は 60 歳以上

「その他の世帯」の伸びが、10 年前と比べて約 3 倍強

H15 84,941 世帯 → H26 287,570 世帯

○生活困窮者自立支援制度の概要

(1)創設の意義

生活に困窮している人に対し、生活保護受給に至る前の段階で、自立に向けた支援を行うことによって、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進を図ること

【対象者】現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

(2)必須事業

・自立相談支援事業

①生活困窮者の相談に応じて、アセスメントを実施して個々人の状態にあったプランを作成し、必要な支援の提供につなげる。

②関係機関への同行訪問や就労支援員による就労の提供等

③関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発等に取り組む

【職員体制】主任相談支援員、相談支援員、就労支援員

・住居確保給付金

離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当額を支給

(3)任意事業(伯耆町では実施していない)

就労準備支援事業、認定就労訓練事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業

○その他

・本制度は、福祉事務所設置自治体の実施主体であるが委託も可能となっており、伯耆町では社協が町から委託されて実施。県内では 19 市町村のうち直営 8、委託 11。西部では、境港市、日吉津村、日南町、日野町が直営。

・伯耆町実績 相談 16 件、うち 9 件事業利用。(H28.3 末時点)